

大阪市告示第167号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和8年2月3日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認年月日
医療法人愛幸会	病児保育室リトルベア一谷町	大阪市中央区神崎町5丁目5番松屋町住宅1階	病児・病後児保育事業	令和7年12月19日

（子ども青少年局子育て支援部管理課）